（３）－５　大立地区

①概要

大立地区は佐渡鉱山のほぼ中央に位置し、明治２年(1869)の鉱山の官営化とともに近代化が進められた地区である。竪坑開削と同時に選鉱所を建設し、明治初期から採鉱だけでなく選鉱施設の整備が行われた。明治10年(1877)に完成した大立竪坑は佐渡鉱山の主要な施設として平成元年(1989)の操業中止まで稼働していた。明治 18 年(1885)の火災の記録から、竪坑の稼働に必要な動力関係の施設が設置されていたことがわかっている。

大立地区は明治時代初期の施設は現存しないものの、近代以降における佐渡鉱山施設の稼働状況を伝える地区として重要である。

＜大立竪坑櫓・大立竪坑捲揚機室＞

大立竪坑は明治８年(1875)にドイツ人技師アドルフ・レーの指導のもと開削が開始され、同 10 年(1877)に完成、貴金属鉱山では日本最古の洋式竪坑とされている。竪坑櫓は坑内作業員の出入、資材・鉱車等の運搬に使用するケージを昇降させる施設で、高さ約 14.4m の鉄骨トラス構造である。捲揚機室は竪坑櫓背面の坑内にあり、ケージを昇降させる捲揚機やコンプレッサー等の機械類が設置されている。現存する櫓は、昭和 13 年(1938)の重要鉱物増産法施行に伴う大増産計画実施時期の昭和 15 年(1940)に更新されたものである。

②　史跡の現状

大立竪坑は、操業休止に伴い、法令の規定により、入口はコンクリートスラブで閉塞されている。坑口には、鉄製の竪坑櫓が、捲揚機室には捲揚機・コンプレッサー等の設備が残る。

項　目		内　容
指定面積		110,844.400 ㎡
土地所有		公有地　　※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		山林
地目		保安林、山林
遺構		大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室、近世・近現代坑道跡
遺構分布		・指定地西側に近現代の鉱山施設が集中し、一部が重要文化財建造物に指定されている。 ・東側、北側の急峻な斜面地には、近世から近現代の採鉱関連遺構が展開する。
施設分布	史跡整備関連施設	案内板、看板、落下防止柵
	その他	管理道路、ガードレール、電柱・電線
維持管理状況		・機械類は、所有者が定期的な錆止め塗装を行っている。
公開活用状況		・鉱業権者がガイド付きツアーを実施している。
法規制		文化財保護法（重要文化財・重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 自然公園法（第３種特別地域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 河川法（二級河川（濁川）） 森林法（保安林） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域　白紙地域）

項　目		内　容
		新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成 17 年度　旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査（平成 20 年　報告書刊行） 平成 24～27 年度　現況詳細調査（大立竪坑櫓・捲揚機室）
自然条件	地形・地質	・指定地は、濁川沿いの谷間の標高100m地点から立ち上がる山塊の斜面部分で、地質は、鉱脈型鉱床の金銀鉱床を含む相川層と呼ばれるデイサイトや安山岩などの火山岩類からなる。 ・地上部は岩盤等の急斜面地で、隣接する県道への小規模な落石が度々発生しているため、史跡周辺の斜面部には落石防止ネット等法面保護施設が設置されている。
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると指定地南側の近代化施設が集中する部分の面林はイヌザクラーコナラ群集、北側の部分はスギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。

大立地区に遺存する歴史的建造物の詳細を以下の表 2-6 から表 2-7 に示す。

表 2-6：大立竪坑櫓

名称		大立竪坑櫓
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　産業（採掘）関連　/　昭和 15 年当時、工程の要所の（採鉱と選鉱を繋ぐ）施設として佐渡鉱山のシンボルであった。竪坑は日本の貴金属鉱山では最古の洋式竪坑といわれる。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日 登録有形文化財建造物　/　平成 20 年 3 月 7 日（重文指定により解除）
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模備考		上層部（櫓）：鉄骨造　/　64 ㎡　東西 6.4m　南北 5.0m　高さ 14.4m 下層部(鉱舎)：鉄骨造　/　東西 7.8m　南北 3.8m　高さ 9.0m 竪坑の規模：長辺 5.75m　短辺 3.35m　当初深さ約 165m（49.5m毎に 3 段の水平坑道)、明治 35 年時点で 306mあったとされる。
部材		櫓：鉄、基礎：RC（コンクリート＋鉄）
機能		竪坑内作業員の出入、資材、鉱車等の運搬に用いる施設
枢要な部分		昭和 30 年以前に建造され、土地と一体の部分（基礎・軸部）
その他の部分・要素		昇降機・鉱車回転装置・鉱車軌道遺構 休山後設置床、手すり
主な歴史	前史	明治 8～10 年　アドルフ･レー等の企画実施により大立竪坑開削　当初は馬紋車と呼ばれる馬力捲揚 明治 13 年　蒸気動捲揚機設置（この頃から木製櫓へ転換か） 大正元年　電動捲揚機設置（水力発電による）
	建設～稼働時期	昭和 13 年～大立竪坑捲揚拡大計画にて竪坑断面拡大、櫓新規設置、索道架設 昭和 15 年　当大立竪坑櫓完成（拡大計画完了　木製から鉄骨櫓へ変更） 昭和 30 年頃　昇降機・捲揚機台数 2 台から 1 台へ変更 昭和 43～44 年　櫓の南東側にコンプレッサー室及びコンプレッサーを整備 平成元年　休山に伴い稼働中止
	休山後	平成元年　大立竪坑昇降穴にコンクリートスラブ設置 「佐渡金山 大立竪坑」看板設置、歩道・捲揚機室床整備 平成 15 年(2003)　錆止塗装
現況		所有者による定期点検を行っている。
破損状況		鋼材部に錆が発生・ラチスに断裂部あり。 鉱車回転台周辺（鉄骨・鉄板）の劣化。
保存上の課題		・塩害による鉄骨の劣化 ・湧水による鉄筋コンクリートの劣化 ・鉱車回転台周辺（鉄骨・鉄板）の劣化

	・鋼材部の錆
防災設備	なし
公開状況	・所有者がガイド付きツアーを実施している。

表 2-7：大立竪坑捲揚機室

名称		大立竪坑捲揚機室
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　産業（採掘）関連　/　竪坑櫓と一体となり竪坑を機能させた工程の要所
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日 登録有形文化財建造物　/　平成 20 年 3 月 7 日（重文指定により解除）
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模備考		全体：岩盤を掘削　/　南北 28.3m　東西 23.3m 出入口部：切石積アーチ　/　間口 2.4m　高さ 2.7m 北側アーチ部：鉄筋コンクリート造　1 層　/　南北 10.5m　東西 14.0m＋4.0m　天井高さ 4.3～7.0m 北西側小室:鉄筋コンクリート造　1層　/　南北5.4m　東西5.4m　天井高さ4.0m　※南東側にコンプレッサー室（後設）あり
部材		石、RC（コンクリート＋鉄）
機能		ケージを昇降させる捲揚機等の機械類を設置する。
枢要な部分		昭和 15 年以前に建造され、土地と一体の部分 （岩盤掘削部・壁・天井）
その他の部分・要素		東側通路部・床（後設土間コンクリート）、南東側コンプレッサー室 捲揚機 1 基（昭和 14 年）、押上機、誘導電動機、開閉器函、変圧機、コンプレッサー、8B エアクリーナー、エア配管、レシーバー、電気配線配管・配電盤、照明設備、金属製はしご、木製はしご、機械類柵、道具類
主な歴史	前史	明治 8 年　開削に着手 明治 10 年　大立竪坑完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～稼働時期	昭和 13 年～　大立竪坑捲揚拡大計画にて捲揚機室を地表から坑内に移設 昭和 15 年　大立竪坑捲揚機室完成 昭和 28 年　鉱山大縮小 昭和 30 年頃　昇降機・捲揚機台数 2 台から 1 台へ変更 昭和 43～44 年頃　南東側にコンプレッサー室及びコンプレッサー整備 平成元年　休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 15 年　機械補修（錆止め） 平成 15 年　入口部鉄骨補強、歩道・床整備（株式会社ゴールデン佐渡）
現況		当時から使用されていたエアコンプレッサー等の機械類が現存する。機械類は所有者が定期的に錆止め塗装を行っている
破損状況		基礎のコンクリート部分に剥離が確認される。 コンクリート表面に剥離が確認される。
保存上の課題		・内部の機械類のメンテナンス ・岩盤の補強等
防災設備		なし
公開状況		・所有者がガイド付きツアーを実施している。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-95：大立竪坑櫓

写真 2-96：櫓脚部

写真 2-97：櫓脚部

写真 2-98：大立竪坑捲揚機室内部

写真 2-99：捲揚機室入口

写真 2-100：通路及び石垣

写真 2-101：石垣

写真 2-102：通路端部（落下防止柵）

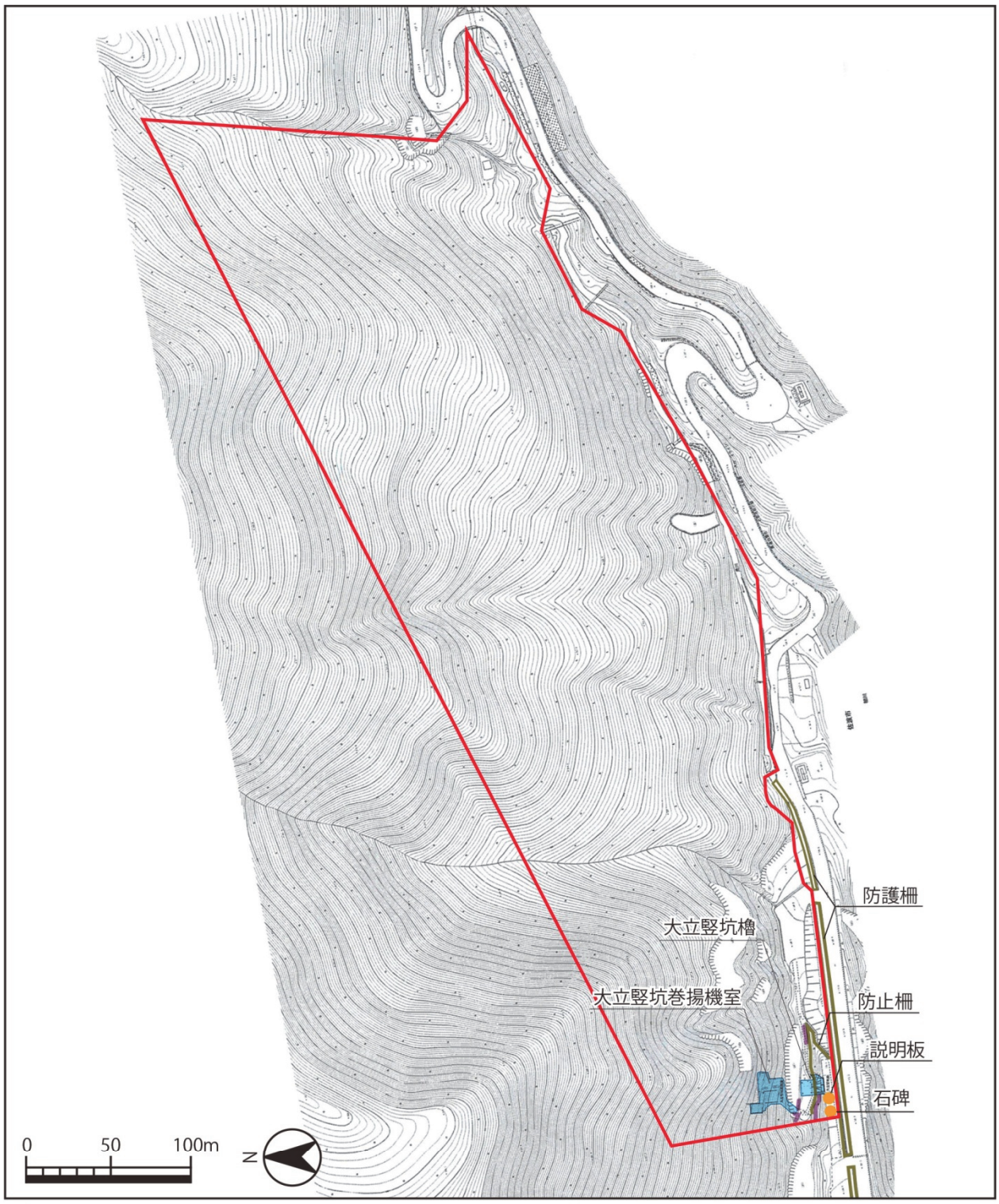

凡例

- 石垣
- 近代化遺産施設
- 管理・便益施設等
- 説明板及び道標
- 柵
- 史跡指定地(大立地区)

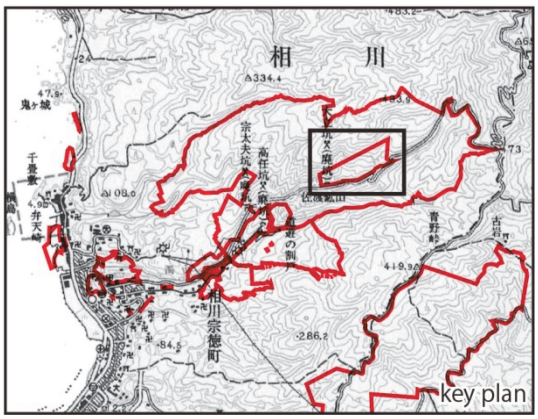

図 2-53：大立地区遺構分布及び施設分布図

（３）-６　高任・間ノ山地区

①概要

高任地区は、鉱山全体の中心的な立地状況から、採鉱・選鉱施設をはじめ、これらを連絡する坑内活動の支援施設、機械選鉱の発達を支えた電力供給というインフラ施設等、様々な役割を担っていた。現存する施設群は昭和 13 年(1938)の重要鉱物増産法が施行される前後に建設されたものが大半を占める。

現存する採鉱・選鉱関連施設には高任竪坑[明治 22 年(1889)開坑]、道遊坑[明治 43 年(1910)に改修]、高任粗砕場[昭和 12 年(1937)頃建設]、高任貯鉱舎[昭和 13 年(1938)建設]、坑内及び高任地区を一周する環状の鉱車軌道の一部、鉱車軌道や蓄電池式機関車の修理・整備が行われた電車車庫（機械工場）等が残る。また、鉱石の分析等を行い採鉱箇所の採算性等を検討する分析所、濁川左岸には、戸地川発電所からの電力を降圧し、諸施設へ送電した中尾変電所が設置されるなど、インフラの主要拠点となる施設も残る。

間ノ山地区は上相川地区と同じく、近世初頭からの鉱山集落があった地区である。明治時代以降の近代化に伴い、北側に隣接する高任地区と同様に様々な施設が建てられ、現在の金山第３駐車場付近にはズリ（金銀成分をほとんど含まない鉱石）山があった。現在では搗鉱製錬が行われた間ノ山搗鉱場をはじめ、高任粗砕場で砕いた鉱石を運ぶベルトコンベアヤード、その鉱石を貯鉱する高任貯鉱舎、濁川に架かる間ノ山上橋・間ノ山下橋が残る。

高任・間ノ山地区の現存施設は大増産期に更新されたものが大半を占めるが、それらは大島高任の佐渡鉱山局事務長就任以降開発が進められたものである。近代化の第二段階ともいうべき外国人技術者や外国機器から日本人技術者・国内機器への転換期における佐渡鉱山の開発状況がうかがえる地区である。

＜高任坑＞

高任坑は、昭和 15 年(1940)頃に開坑し、東西の坑口間をコンクリート巻とした半円アーチ形の断面仕上げで、坑口もコンクリート巻、外周は自然石の練積擁壁となっている。坑内には鉱車用の軌道が敷設されており、高任坑より運び出され、高任粗砕場で荷卸を行った鉱車は、電車車庫（機械工場）を経て、道遊坑より再び坑内に至る。

＜高任竪坑＞

明治 18 年(1885)に開削が開始され同 20 年(1887)に開坑し、昭和 28 年(1953)の大縮小まで稼働した竪坑である。古写真等によれば、当初は木造の櫓であったが、昭和 10 年(1935)に大型の鉄骨造の櫓に更新された。現在は昭和 28 年以降に建て替えられた小型の櫓が残る。

＜道遊坑＞

道遊の割戸では明治時代以後も露頭掘りによる採鉱が行われたが、明治 32 年(1989)の道遊坑開坑に伴い、翌年には運搬に不便な露頭掘りを中止し、坑内に設けた複数の採鉱場から、間ノ山搗鉱場へ鉱石を供給した。以後、平成元年(1989)の休山まで、採鉱と選鉱･製錬作業とをつなぐ施設として佐渡鉱山を支えた。なお、明治 43 年(1910)に改修された石造の坑口が現存している。

＜高任粗砕場＞

古写真などから昭和 12 年(1937)頃に建設されたと推定され、鉱石の一次破砕を行う施設として休山まで使用された。全７層で構成される梁間約 26.5m、桁行約 23m、高さ約 31m の建物で、最上層には坑道から延びる鉱車軌道が貫通し、下層に鉱石を流して破砕行程が進行する構造となっている。建物内には最上層の運搬軌道をはじめグリズリー、クラッシャーなどの機械設備が残され

ており、建物を含めた一次破砕システム全体が現存する。

＜電車車庫（機械工場）＞

高任坑の南西、道遊坑の西に位置し、蓄電池式機関車の修理・整備などが行われた施設である。佐渡鉱山では平成元年(1989)の休山時まで、この工場内で蓄電池式機関車の修理・整備、坑道維持等に用いる道具作成・修理等を行っていた。木造平屋の建物が現存し、建物内には旋盤などの工作機械が残されている。

＜高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード＞

高任粗砕場で一次破砕された鉱石が、地下を貫通するベルトコンベアヤードを通じて、貯鉱舎へと運搬された。昭和の大増産に伴い、昭和 13 年(1938)に鉄筋コンクリート製、容量 2,500t の貯鉱舎が建設された。なお、当施設は佐渡鉱山が休山した平成元年(1989)まで使用された。高任粗砕場から貯鉱舎までのベルトコンベアヤードを含めた原形が現存する。

＜分析所＞

分析所では、採鉱、選鉱・製錬等の各工程において鉱石の分析を行い、鉱脈の品位や選鉱・製錬方法の採算性を検討した。昭和 13 年(1938)以降、貯鉱舎建設後の写真では、残されていた間ノ山第二揚鉱場の一部が撤去され、この跡地に分析所が建設されたことが確認される。内部の機器類は分析用機械及び設備の一部を除き撤去されたものの、建物は現存する。

＜中尾変電所＞

中尾変電所は、戸地川発電所から送電された電気を降圧した施設で、ここで低降した電力は北沢火力発電所の線に接続し、さらに 200v に降圧して金山の諸施設で利用した。機械類は撤去され建物のみが現存している。

＜間ノ山揚鉱場＞

間ノ山揚鉱場は、明治から昭和までの長期にわたって佐渡鉱山の生産を支えた施設である。明治 26 年(1893)に第一揚鉱場、明治 32 年(1899)に第二揚鉱場が濁川左岸に建設された。この揚鉱場は、カルフォルニア式鉄杵揚鉱器の導入により従来の混汞法を一変させたと言われ、全国から多くの見学者を集めた。その後も随時設備の増設が行われたことからも、佐渡鉱山における揚鉱製錬の重要な位置付けがうかがえる。明治 29 年(1896)三菱払下げ後も操業を続け、青化製錬法や浮遊選鉱法導入後もその予備作業として揚鉱製錬を継続した。現状では機械類は撤去され、鉱倉に用いられたと推定される構造物が現存するにすぎない。古写真によれば、鉱石の搬入には、昭和時代初期には鉄橋、高任粗砕場建設後はベルトコンベアが使用されていたことが明らかであるが、これらは現存していない。

＜間ノ山上橋・間ノ山下橋＞

濁川に架かる 2 基の石橋。上流側に位置する間ノ山上橋は、粗砕場及び貯鉱舎構内への出入りに利用された。橋長約 8m（上流側 6.6m、下流側 9.5m）、幅員約 6.5mの単アーチ橋で、建設年代は昭和時代と推定される。下流側に位置する間ノ山下橋は、当初は高任粗砕場の前進となる施設構内への出入りに利用されたが、その後の施設の更新や地形改変により利用されなくなった。橋長 10.3m、幅員 3.4mの単アーチ橋で、明治 37 年(1904)に建設された。

＜神明トンネル・諏訪隧道＞

高任・間ノ山地区で破砕された鉱石を北沢地区の選鉱・製錬施設へ送る経路に位置する鉱車用のトンネル。これらのトンネルは、古地図から昭和 14 年(1939)には既に建設されていたことが確認できる。

②史跡の現状

高任・間ノ山地区には、高任坑、高任竪坑、道遊坑、高任粗砕場、電車車庫（機械工場）、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、分析所、中尾変電所、間ノ山揚鉱場の基礎遺構、濁川を渡る上下２本の間ノ山上橋・間ノ山下橋、神明トンネル、諏訪隧道が現存する。

史跡指定地の大半は民有地で、大部分が山林となっている。一部施設は、鉱業権者により管理・公開されている。

項　目		内　容
指定面積		73,060.570 ㎡
土地所有		公有地（県有地：1,781.53 ㎡、市有地：765.02 ㎡）、民有地（70,514.02 ㎡） ※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		・大半を山林が占め、重要文化財を含む近代化施設が集中するエリアの一部を公開しており、公開のための駐車場や食堂などの便益施設用地として利用。
地目		畑、宅地、山林、原野、水路敷、道路敷、雑種地
遺構		高任坑、高任竪坑、道遊坑、高任粗砕場、電車車庫（機械工場）、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、分析所、中尾変電所、間ノ山揚鉱場、間ノ山上橋、間ノ山下橋、神明トンネル、諏訪隧道
遺構分布		・指定地全域に重要文化財を含む近代化施設群が展開する。
施設分布	史跡整備関連施設	説明板、解説板、駐車場入口看板、トイレ、駐車場、橋
	その他	ガードレール、電柱・電線、食堂、庭園、旧鉱山事務所
維持管理状況		・一部施設の公開をしている範囲は、所有者による除草等の管理を行っている。
公開活用状況		・高任坑：見学可（一部に内部への立ち入り禁止措置あり） ・高任竪坑：見学可（坑口は閉塞） ・道遊坑：見学可（一般公開：株式会社ゴールデン佐渡道遊坑コース） ・高任粗砕場：外観は自由に見学可（内部立ち入り禁止） ・電車車庫（機械工場）：見学可、機械類展示及び解説板 ・高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード：外観は自由に見学可（内部立ち入り禁止） ・分析所：外観は自由に見学可（内部立ち入り禁止） ・中尾変電所：外観は自由に見学可（内部立ち入り禁止） ・間ノ山揚鉱場、間ノ山上橋、間ノ山下橋：外観は自由に見学可 ・神明トンネル、諏訪隧道：外観は自由に見学可（内部立ち入り禁止）
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 河川法（二級河川（濁川）） 道路法（一般県道（白雲台乙和池相川線）） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域　白紙地域） 新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成 15～17 年度　旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査（平成 20 年　報告書刊行） 平成 24～26 年度　現況詳細調査（高任粗砕場） 平成 24～26 年度　現況調査（道遊坑・高任坑・電車車庫・高任貯鉱舎・ベルトコンベアヤード・間ノ山上橋・間ノ山下橋）

項　目		内　容
自然条件	地形・地質	・指定地は、濁川沿いの谷間の山塊の斜面部分で、地質は、鉱脈型鉱床の金銀鉱床を含む相川層と呼ばれるデイサイトや安山岩などの溶岩類からなる。 ・各鉱山施設が立地する平坦地は、施設の建設に合わせて切土、盛土により造成されたものであり、盛土部分には採掘による発生材を用いたと思われる。
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると一帯はイヌザクラーコナラ群集となっている。

高任・間ノ山地区に遺存する歴史的建造物の詳細を以下の表 2-8 から表 2-20 に示す。

表 2-8：高任坑

名称		高任坑
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　/　明治 24 年～昭和 18 年、昭和初期増産体制時代に工程の要所（交通）を担った施設
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		坑口：自然石練積出入口、一部鉄筋コンクリート 坑道：岩盤を掘削の上コンクリート補強　/　幅 3.5m　高さ 3.1m 出入口周辺コンクリート補修
部材		石、RC（コンクリート＋鉄）
機能		高任竪坑の西側に位置する坑口から高任粗砕場へ、各坑道で採掘した鉱石を搬出するための運搬坑
枢要な部分		昭和 15 年頃に開坑し、土地と一体になっている部分（坑道）
その他の部分・要素		鉱車軌道遺構、電気設備機器、電気配線配管、出入口柵
主な歴史	建設～稼働時期	昭和 12 年頃　高任粗砕場完成（第二揚鉱場跡地） 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 15 年頃　高任坑の開坑 昭和 45 年　旧捲揚室焼失 平成元年　休山に伴い稼働休止
	休山後	捲揚機を他の鉱山に転用、捲揚室を鉱山事務所に変更 外部モルタル補修、出入ゲート設置、鉱車軌道撤去
現況		坑口及び坑内はコンクリートで固められ、外周は自然石の石垣を積む。 石目地はモルタル深目地とする。 現在坑内にはレールはなく、床面には片側に排水用の側溝を設ける。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		特になし
防災設備		防火設備（火災報知設備、消火設備）
公開状況		見学可（一部に内部への立ち入り禁止措置あり）

表 2-9：高任竪坑

名称	高任竪坑
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　運搬関連　/　明治 24 年～昭和 18 年、工程の要所（交通）を担った施設。日本人技術者による近代化の幕開けを象徴する。佐渡鉱山の中でも最深部まで至った竪坑。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考	（最終の規模）深さ 667m　長辺 15 尺　短辺 7.6 尺

部材		鉄
機能		鉱石搬出用の竪坑
枢要な部分		明治 20 年に開坑され、土地と一体になっている部分（基礎、坑道）
その他の部分・要素		鉱車レール、竪坑櫓、植物
主な歴史	建設～稼働時期	明治 18～20 年　高任竪坑開削、木造の竪坑櫓が設置される 明治 22 年　高任竪坑命名式 昭和 10 年　鉄骨製櫓に建替え 昭和 13 年～　重要鉱物増産法施行に伴い、内部コンクリート捲立工事、捲揚機増強 昭和 27 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖､捲揚機を他鉱山に転用､捲揚室を鉱山事務所に転用　この頃に小型の櫓に建替え 昭和 45 年　旧捲揚室焼失
	休山後	
現況		鉄骨の櫓が 1 基設置されている。 鋼材の劣化と一部塗料の剥落が確認される。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		・鋼材における定期的なメンテナンス（錆止塗装）
防災設備		なし
公開状況		見学可

表 2-10：道遊坑

名称		道遊坑
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　/　明治 24 年～昭和 18 年、工程の要所（交通）を担った施設。日本人技術者による近代化の幕開けを象徴する。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日 登録有形文化財建造物　/　平成 20 年 3 月 7 日（重文指定に伴い解除）
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		坑口：石積みアーチ　坑道：岩盤を掘削、一部石積み・鉄筋コンクリート　/　坑口幅約 2.3m　高さ 2.5m　総延長 131.5m レール
部材		石、RC（コンクリート＋鉄）
機能		採掘に必要な人や資材搬入のための坑道 開坑～昭和 14 年頃までは複数の採掘場からの鉱石を間ノ山揚鉱場へ供給するルートであった。 昭和 14 年以降の電車導入以降は、粗砕場に鉱石を下した鉱車は、電車車庫を経由して道遊坑坑口より坑内へ向かった。
枢要な部分		明治 32 年に開坑され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		鉱車軌道、電気設備機器、電気配線配管、出入口柵
主な歴史	建設～稼働時期	明治 32 年　道遊坑開坑 明治 33 年　道遊の割戸露頭掘り中止 明治 43 年　支柱枠が腐朽したため、坑口より約 23mをトンネルに変更、坑口より約 20mの坑道は自然石積に変更した　同時期石造坑口 昭和 14 年　道遊坑の鉱石運搬用に、ガソリン機関車に代わりトロリー式 4t 電車を導入 平成元年　休山に伴い閉鎖
	休山後	モルタル補修、出入ゲート設置 平成 20 年～　坑内一部を一般公開
現況		出入口アーチ組より奥は自然石積アーチとするが、その奥はコンクリート仕上げに変更され、道遊二番坑と次助坑が結節する周辺では岩盤を掘削したままの状態である。 坑内には平成元年まで使用されたレールが残る。
破損状況		コンクリートの剥落が見られる
保存上の課題		特になし
防災設備		防火設備（火災報知設備、消火設備）
公開状況		見学可

表 2-11：高任粗砕場

名称		高任粗砕場
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（選鉱）関連　/　昭和 12 年頃の大増産時代に工程の要所（選鉱）を担った施設。立地状況、建造物、機械設備が相俟って全体が 1 つのシステムとして機能する点で鉱山特有の施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考		鉄骨造・鉄筋コンクリート造　7 層/　375 ㎡　梁間 26.5m　桁行 23m　地表面（間ノ山地区）からの高さ 31m 鉄骨トラス組　高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードまで地下道が貫通
部材		木・鉄、RC（コンクリート＋鉄）
機能		坑道から運搬した鉱石を破砕する施設
枢要な部分		平成元年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部・地下道）
その他の部分・要素		各層床、壁、天井、タラップ 〔粗砕用機械類〕運搬軌道（レール）、鉱車用ダンパー、鉱車回転装置、グリズリー、フィーダー、トロンメル、ジョークラッシャー、ベルトコンベア、ガータークレーン 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具 〔外部設備〕解説板、立ち入り禁止柵
主な歴史	前史	明治 22 年　高任選鉱場（銅鉱選鉱場）が高任竪坑南西に完成 明治 24 年　搗鉱場完成（第一：現存遺構、第二：現在の高任地区粗砕場位置）
	建設～稼働時期	昭和 12 年頃　第二搗鉱場の位置に高任粗砕場完成（高任選鉱場を東に移築） 昭和 13 年　高任貯鉱舎完成、重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 17 年　搗鉱場行きのベルトコンベア設置 昭和 18 年　搗鉱場廃止に伴い粗砕場も規模縮小 昭和 25 年頃　チップラー取替 昭和 33 年頃　第 6 層にクラッシャー機械・基礎設置、5～6 層北側増築 開口部位置・建具改変、第 2 層屋根位置変更等の大改修 平成元年　休山に伴い閉鎖
	休山後	第 6 層クラッシャー塗装
現況		粉砕棟の屋根葺材が欠損しており、雨漏りによって階段・床板等の木材部分の腐食が進行している。内部には機械類が平成元年の状態で設置されている。
破損状況		4～5 層の屋根は欠損が激しく、雨漏りによる内外の劣化が著しい。 全体的に劣化が進行している。
保存上の課題		・部材（木）の劣化 ・内部の機械類のメンテナンス ・屋根の修理 ・植物による浸食 ・鋼材部の錆 ・鋼材の断裂部の補強等
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可（内部は通常立ち入り禁止）

表 2-12：電車車庫（機械工場）

名称	電車車庫（機械工場）
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　生産（管理）関連　/　昭和初期増産体制時代の鉱石運搬の要となる機械運営を支えた施設。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考	木造　切妻造平屋建　3棟　/　460 ㎡　梁間5件　桁行19間　棟高6,751m下屋奥行3.2m　　小屋組：木造トラス組（キングポストトラス）※鉱舎軌道及び鉱車軌道上の切妻屋根が一部現存
部材	木

機能		昭和初期増産体制時代に、蓄電池式機関車の修理・整備、坑道維持等に用いる道具作成・修理等を行った施設。高任坑―高任粗砕場―道遊坑の鉱車ルート上にあり、鉱石採掘のための人・資材の流れの基点となった
枢要な部分		平成元年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部・床）
その他の部分・要素		壁、天井、タラップ　〔現存機械類〕旋盤 2 台、フライス盤 1 台、ボール盤 1 台、2t 蓄電池式機関車 6 台等　〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具　〔外部設備〕解説板、立ち入り禁止柵類、展示ケース類、機械以外の展示品　※鉱車軌道は、保存のため砂で埋設されている。
主な歴史	前史	明治 20 年　高任竪坑開坑 明治 32 年　道遊坑開坑 昭和 12 年頃　高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～稼働時期	～昭和 14 年　中央棟完成 昭和 14 年頃　西棟増築※「昭和 15～16 年高任鑿焼場拡張工事」と同時期 ～昭和 20 年代　東棟増築（転用材あり） 平成元年　休山に伴い稼働休止
	休山後	平成元～16 年　施設管理のため、機械活用 平成 17 年頃　西・中央棟の北・西面軸部補修・柱取替・建具取替・基礎改変・方杖取替（または新設）・屋根替え 平成 17 年頃　東棟の間仕切りを撤去し展示室に改変 平成 20 年　一部補修
現況		機械類を展示するためのスペースを確保する際に、東棟を大きく改造しており当初の部材が著しく損失されている。 中央棟には平成元年まで使用されていた機械類が大量に保存されている。
破損状況		外部仕上げに劣化の進行が見られる
保存上の課題		・部材（木）の劣化 ・内部の機械類のメンテナンス
防災設備		防火設備（火災報知設備、消火設備）
公開状況		見学可、機械類展示及び解説板

表 2-13：高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード

名称		高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連、生産（選鉱）関連　/　昭和初期増産体制時代の工程の要所（運搬、選鉱）を担った施設。佐渡鉱山において原形をとどめる数少ない大規模建造物。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		ベルトコンベアヤード：鉄骨造切妻造　1 層　/　梁間 2.6m　長さ 31.3m 貯鉱舎：鉄骨造(1,2 層)　鉄筋コンクリート造(3,4 層)　全 4 層　/　280 ㎡ 鉄骨トラス組（フィンクトラス）
部材		木、鉄、RC（コンクリート＋鉄）
機能		ベルトコンベアヤード：高任粗砕場地下から貯鉱舎へ鉱石を運搬、及び貯鉱舎上層部への作業員の出入りに使われた施設。 貯鉱舎：粉砕された泥鉱を分類し蓄える施設。最下層（第 4 層）に搬出用の鉱車軌道を配する。
枢要な部分		昭和 13 年に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部・鉄筋コンクリート造部分）
その他の部分・要素		各層床、壁、天井 〔現存機械類〕ベルトコンベア、モーター 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具 〔外部設備〕解説板、立ち入り禁止柵類、展示ケース類、機械以外の展示品
主な歴史	前史	昭和 12 年頃　第二搗鉱場の位置に高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～稼働時期	昭和 13 年　高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード完成 ベルトコンベアヤードの窓の一部を閉塞、貯鉱舎建具改変 平成元年　休山により閉鎖
	休山後	平成 20 年　屋根一部補修
現況		大きな損傷は見られないが、壁一面に蔦が繁殖しており建物の破損・劣化の原因となって

	いる。また、壁・屋根の一部に亀裂が見られる。 ベルトコンベアヤードは勾配のある西側部分おいて、床組の鋼材には錆が目立ち、一部断裂が確認される。
破損状況	外壁は植物による浸食等の破損が見られる。 ベルトコンベアヤードの鋼材に錆及び断裂が見られる。
保存上の課題	・部材（木・鉄・RC）の劣化 ・内部の機械類のメンテナンス ・建物壁面の蔦等の植物対策
防災設備	なし
公開状況	外観は自由に見学可（内部は通常立ち入り禁止）

表 2-14：分析所

名称		分析所
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（管理）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山の管理の要として重要な施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考		鉄骨造　平屋建　/　300 ㎡　梁間 9.4m　桁行き 27.9m　棟高 8.529m 鉄骨トラス組　下屋の鋼材にはレール転用材を利用する。
部材		木、鉄
機能		昭和初期増産体制時代に、圧気機室として建造され、昭和 28 年の鉱山大縮小後は、低品位の鉱石から産金量を増やすため、鉱石の品位の分析、選鉱・製錬方法の採算性を検討した施設
枢要な部分		昭和 14 年に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部・鉄筋コンクリート造部分）
その他の部分・要素		各層床、壁、天井 〔分析用設備器具類〕分析機器、分析道具、ジョークラッシャー、ジャイレトリークラッシャー 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具
主な歴史	前史	昭和 12 年頃　第二搗鉱場の位置に高任粗砕場完成（高任選鉱場を東に移築、第二搗鉱場の一部存置） 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 13 年以降　第二搗鉱場（分析所前身建物）の一部を撤去
	建設～ 稼働時期	昭和 14 年　圧気機室（分析所）完成 昭和 28 年　鉱山大縮小 昭和 28 年～　北沢地区の分析所閉鎖に伴い、分析所に改変 昭和 30 年代　設備類改変 間仕切改変、建具改変 平成元年　休山に伴い閉鎖
	休山後	倉庫として使用
現況		旧粗砕場の跡地に建設された。一部の壁面を下見板張りとするが、内部には窓、欄間（障子共）が確認できることから、後の改変によるものと考えられる。また、窓ガラスが破損したために、波形アクリル板に変更された箇所が確認される。
破損状況		内外装材における劣化が進行
保存上の課題		・部材（木）の劣化
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可（内部は通常立ち入り禁止）

表 2-15：中尾変電所

名称	中尾変電所
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　生産（動力）関連　/　戸地川の発電施設と共に、昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山施設に動力を供給した重要な施設。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡

構造形式/概略規模 その他備考		木造　平屋建　切妻造妻入　セメント瓦葺　/　40 ㎡　梁間 4 間　桁行 7 間　棟高 6.63m 下屋あり　木造トラス組（キングポストトラス）　外壁に下見板風セメント板を使用
部材		木、基礎：コンクリート
機能		戸地川発電所からの電力を変圧し供給するための施設。（休山後倉庫に転用）
枢要な部分		昭和 15 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部・内外装）
その他の部分・要素		〔現存機械類〕碍子ノップ　変電施設は撤去済 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具
主な歴史	前史	明治末～大正 4 年頃　佐渡鉱山施設の動力が蒸気から電力へと移行 大正 4 年　戸地川第一発電所完成､間ノ山地区の現中尾変電所位置より上流側に変電所が設置される（水路、鉄管、発電機、電柱等とともに建設） 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～ 稼働時期	昭和 15 年　中尾変電所現位置に完成 南面に出入口を設置 平成元年　休山に伴い閉鎖
	休山後	内部改変、小部屋増築のうえ、倉庫として使用
現況		内部壁面の一部に張替がみられるが､多くは外壁と同質であることから当初の仕上げ材の可能性が高い。また、南面の戸は基礎や窓額縁が切断された痕跡があるため、当初は窓であったと判断でき、庇を持った東面のみが当初の出入口と考えられる。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		特になし
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可 内部は立ち入り禁止、施錠あり

表 2-16：間ノ山揚鉱場

名称		**間ノ山揚鉱場**
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　産業（製錬）関連　/　明治 24 年～昭和 18 年、工程の製錬を担った施設
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考		鉄筋コンクリート造　5 層　/　（現状）幅 45m　奥行き 19m　高さ 15m 鉱倉構造部、機械基礎の一部？が現存し、上屋（鉄骨造）・機械類は現存せず （往時は第一・第二揚鉱場が存在し、現存するのは大正期に新築されたもの） 設計（伝）：佐渡鉱山局技師　渡辺渡　※未調査部（煉瓦造擁壁）あり
部材		RC（コンクリート＋鉄筋）、擁壁：煉瓦
機能		明治 20 年代に最先端の技術であった揚鉱製錬を行った施設。 沈物（金属品位の高い鉱粒）とアマルガム（合金）が生成された。 昭和初期増産体制時代には、粗砕場からの下鉱から揚鉱製錬を行い、鉱尾を北沢地区に送り出した。
枢要な部分		昭和 18 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・壁体部・機械基礎）
その他の部分・要素		解説板　樹木　南側平場には上屋基礎等の遺構がある可能性あり。
主な歴史	前史	慶長年間(1600 年頃)～　上相川、間ノ山地区に鉱山町が形成される。
	建設～ 稼働時期	明治 23 年　揚鉱場建設着手 明治 24 年　揚鉱場完成（第一：現存遺構、第二：現在の高任地区粗砕場位置） 明治 32 年頃～　揚鉱場の設備増設 明治 34 年頃　揚鉱場が青化製錬（旧北沢青化・浮選鉱所）の予備施設となる 明治 41 年　第一揚鉱場を南側に大きく増設（第三揚鉱場） 大正 8 年　第二揚鉱場廃止 大正 13 年　第一揚鉱場で火災発生　500 坪焼失、翌年鉄骨造にて新築 昭和 12 年頃　第二揚鉱場の位置に高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 18 年　商工省の金増産政策廃止により揚鉱場閉鎖
	休山後	平成 21 年　構造体に浸食した植物を撤去
現況		上屋は撤去されている。施工箇所によって鉄筋コンクリートの骨材の大きさが異なるため、鉄筋に対する被り厚さが不足し、主筋が露出している。また鉄筋コンクリート部分が植物の繁殖により劣化している。
破損状況		植物による浸食あり

	鉄筋コンクリートの劣化・破損
保存上の課題	・植物による浸食 ・鉄筋コンクリートの劣化・破損
防災設備	なし
公開状況	外観は自由に見学可（破損による危険部への立ち入り禁止措置等なし）

表 2-17：間ノ山上橋

名称		間ノ山上橋
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　/　人造石工法による構造物。鉱山内の交通の要所。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日 登録有形文化財建造物　/　平成 20 年 3 月 7 日（重文指定に伴い解除）
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		人造石(タタキ)構造　単アーチ　/　高さ 9m　幅 6.5m　長さ 8m　アーチ径間 4.1m　アーチ拱矢 1.8m 外沿部切石（積）　充腹下路アーチ橋　　設計：渡辺渡
部材		石
機能		濁川の右岸と左岸を繋ぐ物資運搬のための橋梁
枢要な部分		昭和 18 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（構造体、石張り外装）
その他の部分・要素		目地　天端（アスファルト舗装）　手すり（後設）　ゲート（後設）
主な歴史	前史	明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事を行う 明治 26 年　第二揚鉱場が完成（後の高任粗砕場の位置） 明治 37 年　間ノ山下橋完成
	建設～稼動時期	明治期　上橋完成 昭和 12 年　高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 28 年　鉱山大縮小 昭和期　アスファルト舗装、手すり・ゲート設置
	休山後	車道橋として使用
現況		アーチや側面の石材はほぼ建設当時のものと思われる。目地には多少の剥離が確認される。アーチの内壁は大部分がモルタルによって補修されている。所々コンクリートによる補修箇所が確認されることから、複数回補修されたと考えられる。側面の石材に改修等が行われた形跡はなく、ほぼ当初の状態を残すと考えられる。現在も使用する。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		・植物による浸食 ・地上遺構の素材の劣化
防災設備		なし
公開状況		見学可

表 2-18：間ノ山下橋

名称	間ノ山下橋
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　運搬関連　/　人造石工法による構造物。鉱山内の交通の要所。人造石工法の特徴をよくあらわし原形を良好に留める。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 重要文化財（建造物）/　平成 24 年 12 月 28 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日 登録有形文化財建造物　/　平成 20 年 3 月 7 日（重文指定に伴い解除）
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考	人造石（タタキ）構造　単アーチ　/　高さ 10m　幅 7m　長さ 9m 外沿部切石（積） ※上橋より先に完成している。（銘板あり） ※目地の状況より濁川護岸（たたき構造）と同時期に整備された可能性あり。 ※アーチ右岸側に W60 ㎝の取水用水路あり。
部材	石

機能		濁川の右岸と左岸を繋ぐ物資運搬のための橋梁。 古写真によれば、左岸に橋の天端と同レベルの道路があった可能性あり。
枢要な部分		明治 37 年に建造され、土地と一体になっている部分（構造体、石張り外装）
その他の部分・要素		目地、天端（土砂堆積）、植物
主な歴史	前史	明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事を行う
	建設～	明治 37 年　下橋完成（同時期濁川護岸整備か） 昭和 12 年　高任粗砕場完成 昭和 15 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 中尾変電所現位置に完成（下橋左岸側造成か） 昭和 10 年代　構内への出入口ルートが変更されたことで、使用中止
	休山後	
現況		天端と側壁からは地覆や高欄等の痕跡の確認はできない。剥離した目地部の表面側層と内部側層に違いがみられるため、目地は補修したものと推測される。
破損状況		植物による著しい浸食 アーチ橋の内側に落石
保存上の課題		・植物による浸食 ・アーチ内側の落石 ・地上遺構の部材の劣化
防災設備		なし
公開状況		見学可

表 2-19：神明トンネル

名称		神明トンネル
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　/　昭和初期増産体制時代に運搬設備として重要な役割を担った。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		出入口：鉄筋コンクリート造　両脇自然野面石積み トンネル部：岩盤を掘削　一部コンクリート補強　/　全長 101m 出入口周辺コンクリート補修
部材		出入口：RC（コンクリート＋鉄）、トンネル部：石（岩盤）
機能		高任地区で選鉱が行われた鉱石を北沢地区の製錬に送るための鉱車軌道の一部で、諏訪隧道より下流側に位置する。
枢要な部分		昭和 11 年に建造され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		出入口の進入禁止柵
主な歴史	前史	昭和 12 年頃　第二揚鉱場の位置に高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 13 年　高任貯鉱舎完成（粗砕場操業開始）
	建設～稼働時期	昭和 11 年　神明トンネル・諏訪隧道完成 昭和 28 年　鉱山大縮小、浮遊選鉱場廃止に伴い使用停止
	休山後	レール撤去、出入口進入防止柵設置、外部モルタル補修
現況		トンネル内部の上流側開口部から 6m、下流側開口部から 17.2mはコンクリートで補強しているが、中間部約 55.5mは岩盤を掘削したままの状態とする。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		・地上遺構の部材の劣化
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可（内部への立ち入り禁止措置あり）

表 2-20：諏訪隧道

名称	諏訪隧道
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　運搬関連　/　昭和初期増産体制時代に運搬設備として重要な役割を担った。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡

構造形式/概略規模 その他備考		出入口：鉄筋コンクリート造 トンネル部：岩盤を掘削　一部コンクリート補強　/　全長 78.7m 出入口周辺コンクリート補修
部材		出入口：RC（コンクリート＋鉄）、トンネル部：石（岩盤）
機能		高任地区で選鉱が行われた鉱石を北沢地区の製錬に送るための鉱車軌道の一部。神明トンネルより上流側に位置する。 ※指定地外に、諏訪隧道と高任地区の間に鉱車軌道石垣等の遺構が現存する。
枢要な部分		昭和 11 年に建造され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		出入口の進入禁止柵
主な歴史	前史	昭和 12 年頃　第二揚鉱場の位置に高任粗砕場完成 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 13 年　高任貯鉱舎完成（粗砕場操業開始）
	建設～ 稼働時期	昭和 11 年　神明トンネル・諏訪隧道完成 昭和 28 年　鉱山大縮小、浮遊選鉱場廃止に伴い使用停止
	休山後	レール撤去、出入口進入防止柵設置、外部モルタル補修
現況		トンネル内部をコンクリートで補強しているが、中間部は岩盤を掘削したままの状態とする。レールは撤去されており、中央には排水溝が確認できる（上流側の排水溝は土砂で埋まっている）。トンネル内部にはコンクリートを打設した際の堰板の跡が確認できる。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		・地上遺構の部材の劣化
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可（内部への立ち入り禁止措置あり）

〈指定地の現況写真〉

写真 2-103：高任坑

写真 2-104：高任竪坑櫓

写真 2-105：道遊坑

写真 2-106：高任粗砕場

写真 2-107：高任粗砕場脇石垣

写真 2-108：高任粗砕場建物

写真 2-109：高任粗砕場建物内機械及び天井クレーン

写真 2-110：電車車庫（機械工場）

写真 2-111：電車車庫（機械工場）内部

写真 2-112：高任貯鉱舎

写真 113：ベルトコンベアヤード

写真 2-114：ベルトコンベアヤードと高任貯鉱舎

写真 2-115：分析所

写真 2-116：分析所窓破損状況

写真 2-117：中尾変電所

写真 2-118：高任・間ノ山地区と道遊の割戸

写真 2-119：間ノ山搗鉱場

写真 2-120：間ノ山搗鉱場

写真 2-121：間ノ山搗鉱場脇煉瓦積

写真 2-122：間ノ山搗鉱場下道路沿い石垣

写真 2-123：間ノ山上橋

写真 2-124：間ノ山下橋

写真 2-125：神明トンネル

写真 2-126：諏訪隧道

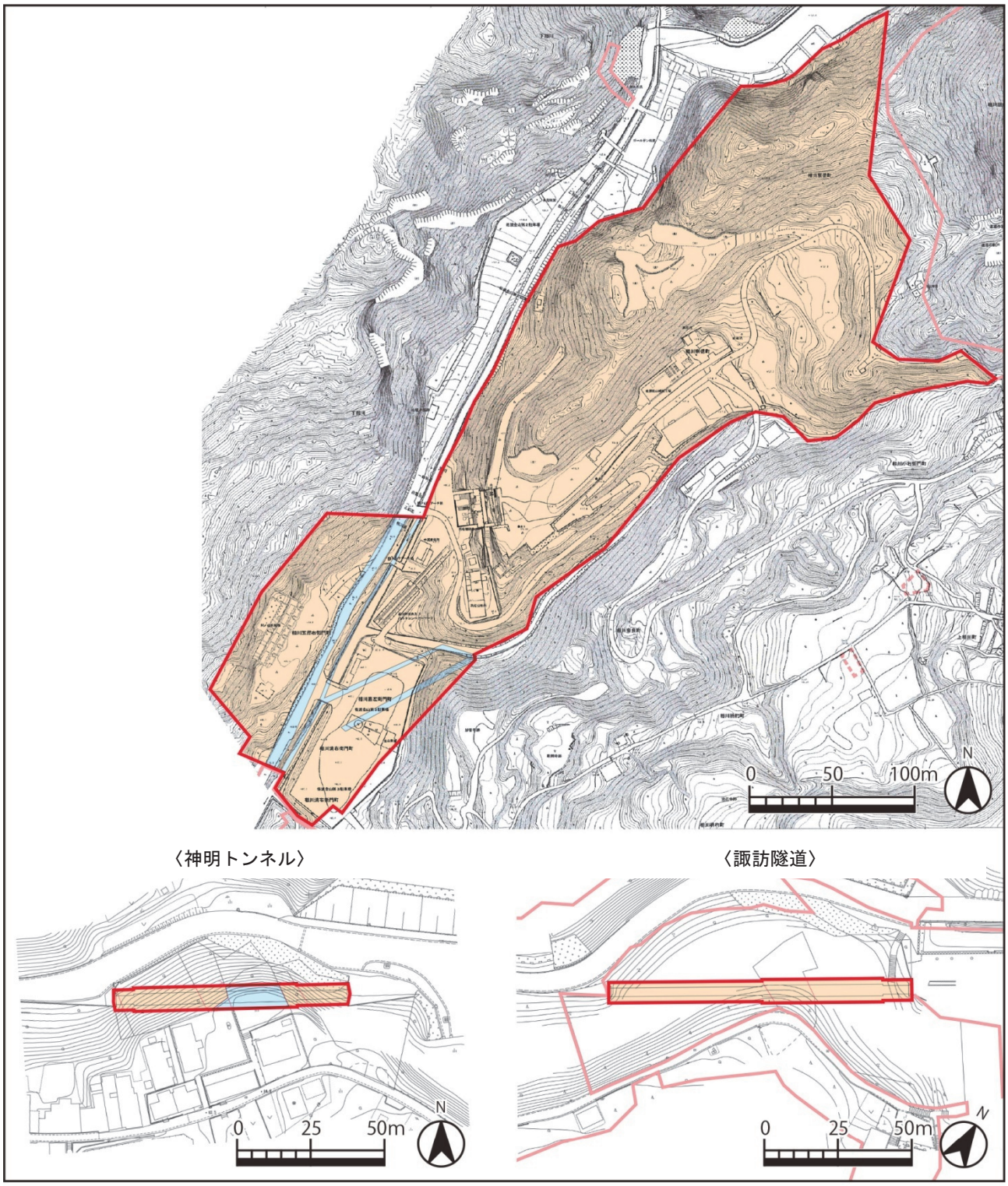

図 2-54：高任・間ノ山地区土地所有図

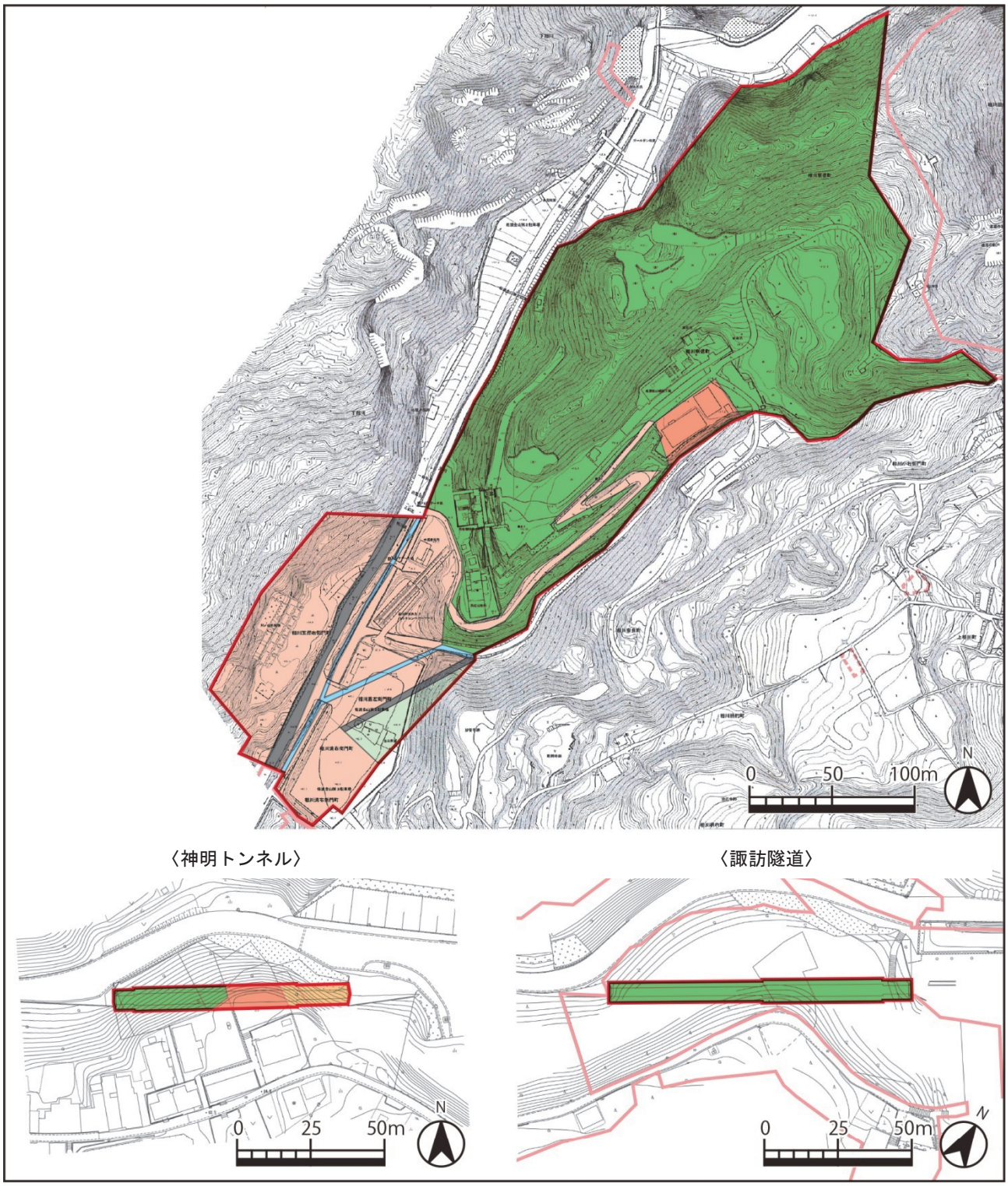

凡例

- 畑
- 宅地
- 山林
- 原野
- 水路敷
- 道路敷
- 雑種地

- 史跡指定地（高任・間ノ山地区）
- 史跡指定地（高任・間ノ山地区以外）
- 追加指定予定地（高任・間ノ山地区以外）

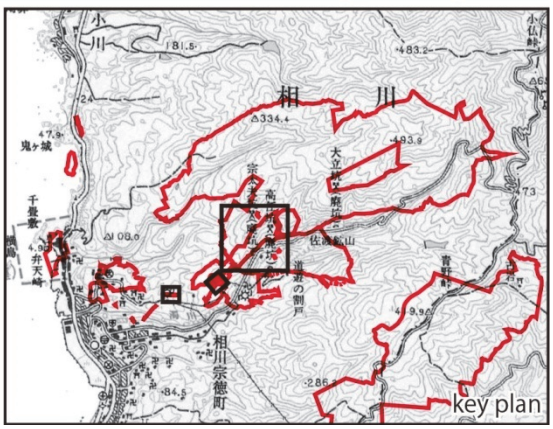

図 2-55：高任・間ノ山地区土地利用図

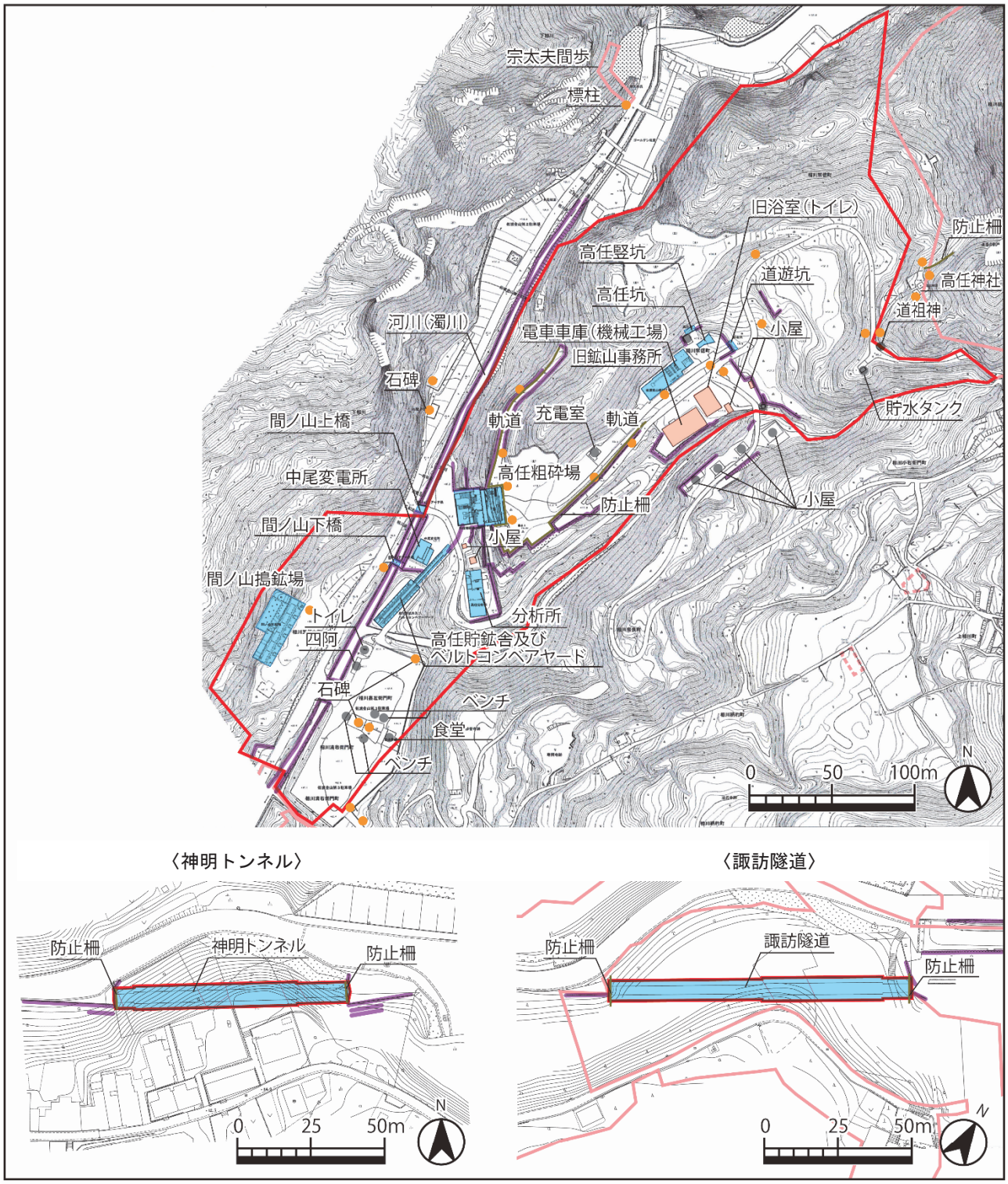

図 2-56：高任・間ノ山地区遺構分布及び施設分布図

（３）-７　北沢地区・（３）-８　御料局佐渡支庁跡

①概要

北沢地区は明治時代以降の鉱山の近代化に伴い、最も景観が変化した地区である。明治時代以降には、選鉱・製錬拠点として位置付けられている。明治 18 年(1885)以降の大島高任による施設拡張から昭和 10 年代の国策に伴う施設拡張によって、北沢青化・浮選鉱所、北沢浮遊選鉱場及びそのインクライン、50m シックナー、北沢火力発電所など、現存する多くの建物が建てられた。昭和 28 年(1953)の鉱山大縮小に伴い、施設の多くが閉鎖され、上屋や機械類が撤去された。また、平成 20 年度に実施した北沢浮遊選鉱場の対岸の発掘調査により、鉱山に機械部品等を供給するための鋳造工場や仕上工場といった工作工場群跡が確認されている。

北沢地区は鉱山近代化初期において淘汰所・混淆所・熔鉱炉などの製錬施設とその補助施設が整備され、御料局佐渡支庁も置かれており、近代鉱山として発展する早い段階から佐渡鉱山における一大拠点として位置づけられていたと考えられる。その後、北沢地区の一連の選鉱・製錬施設は、佐渡鉱山で研究が進められた新しい選鉱･製錬の実用化に伴って改変･更新され、さらに大増産期の昭和 13 年(1938)に北沢浮遊選鉱場、同 15 年(1940)に 50m シックナーが建設された。また、昭和時代初期にはこうした選鉱・製錬施設以外にも、労務者浴場、分析所、仕上工場、鋳造工場、鍛冶工場、缶詰工場、木型場、木工場などの施設が設置されていたことが記録されており、平成 20 年度の発掘調査において、これらの施設の一部と考えられる鉄筋コンクリート造の基礎遺構が確認された。

佐渡鉱山における選鉱・製錬技術の近代化は、当初西洋技術の導入によって行われたが、その後日本人技術者による研究・開発が進められ、主に低品位鉱を対象とした沈殿製錬法、青化製錬法、浮遊選鉱法が実用化されていった。北沢地区における選鉱・製錬施設の変遷はこうした佐渡鉱山における選鉱・製錬技術の研究・開発の発展過程を示している。

＜北沢青化・浮選鉱所＞

上屋が撤去され、現存する構造物の大半は石造構造物で、一部に鉄筋コンクリート造の壁体が確認できるが、その大半は土砂に覆われている。全体の規模は間口約 138m、奥行約 98m、高さ約 33m である。明治 23 年(1890)の沈殿製錬法の導入を受けて、明治 26 年(1893)に沈殿製錬所が建設されたが、この沈殿製錬所を基盤として明治 37 年(1904)に青化製錬法が導入され、さらに昭和初期に浮遊選鉱法のパイロットプラントとして操業が開始された。

＜北沢浮遊選鉱場＞

昭和 13 年(1938)に 3 万 t/月処理の浮遊選鉱場が建設され、翌 13 年から 17 年にかけて 5 万 t/月処理にまで拡張された。建造物は濁川左岸から尾根頂部までの斜面全体にわたり鉄筋コンクリート造の躯体と鉄骨造の上屋によって建設されたが、上屋は撤去されている。全 9 層構造で、規模は間口約 115m、奥行約 80m、高さ約 35m である。

＜50mシックナー＞

濁川右岸の北側斜面に立地する鉄筋コンクリート造の直径約 50m、高さ約 9.6m の円形建造物である。本来、シックナーとは泥状の鉱石を鉱物と水とに分離する非濾過分離装置である。本施設は、不足する工業用水を確保するため、一度使用された工業用水の再処理施設に転用された。

＜北沢火力発電所発電機室棟＞

明治 41 年(1908)に関連施設 3 棟が建設され、北沢地区の鉱山施設に電力を供給した。煉瓦造二階建切妻造平入桟瓦葺の発電機室棟が現存している。なお、明治 40 年(1907)の施設の新設届出書によれば、発電所は 3 棟の建物で構成され、現存する建物は発電機室を担うもので、西側には汽罐(ボイラー)室棟、南西側には節炭器(エコノマイザー)室棟を配したことが確認される。

＜インクライン＞

傾斜地に階段状に建設された北沢浮遊選鉱場において鉱石・資材運搬のため、選鉱場の西側に設置された斜面軌道で、レールは撤去されたものの鉄筋コンクリート造のスラブ・柱・梁が現存する。また、北沢青化・浮選鉱所の西側斜面にもインクラインが残されている。

＜工作工場群跡＞

佐渡鉱山内の採鉱や選鉱、製錬施設等に使用された機械部品を供給するために建設された施設群で、濁川右岸に展開する。明治 23 年(1890)の「御料佐渡鑛山製鑛所之図」に「鍛冶場」「器械製作場」「木形場」「鋳物場」「分析場」と記載されており、遅くても御料局時代にはすでに形成されていたことが分かる。以後、敷地内で施設配置の新築、改築、変遷を経て昭和 17 年(1942)頃までに現在の「製材及び雑作業場」「木工工場」「木型工場・木型倉庫」「鋳造工場」「鍛造工場」「仕上工場」といった工場群や通路、枠置場など施設配置へと整備された。昭和 28 年(1953)の大縮小によって北沢地区の施設群が閉鎖となるに従い、工作工場群も廃止され、その殆どは解体・撤去された。

＜キューポラ＞

主に鋳物製造において、鉄を溶かすために用いる円筒形の直立溶解炉である。北沢地区では工作工場群跡の鋳造工場内において、鉄筋コンクリート製の構造物に付随して 2 基が遺存しているものの、現在はいずれも溶解炉は失われており、排煙筒が 1 基残るのみで、もう 1 基は付随建物に円形の穴があいているだけでその痕跡をとどめるにすぎない。遺存している排煙筒は耐火煉瓦が用いられており、部分的に SHINAGAWA 銘も見られる。内部はススにより黒化している。これらのキューポラは、発掘調査及び昭和 17 年(1942)に描かれた「工作工場機械配置図」との対比により昭和 17 年段階においては鋳造工場に付随する施設であることが判明している。

＜御料局佐渡支庁跡＞

明治22年(1889)に帝室財産へと編入された佐渡鉱山の管理を行うために建設された洋風2階建て、寄棟屋根桟瓦葺、横板張りの木造建築である。外装は当初、ペンキ塗りであったとされる。内部は漆喰仕上げ、床は当時珍しいリノリウム張りで、暖炉がついている。窓の構造が変わるなど、細部に改造があるが概ね建築当初の形をとどめている。明治 29 年(1896)に佐渡鉱山が三菱に払い下げられた後は、三菱の鉱山長室として使用された。昭和 31 年(1956)からは相川町（現佐渡市）立相川郷土博物館として、活用されている。

＜旧鉱山本部事務所＞

昭和 11 年(1936)に三菱の鉱山本部事務所として建設された木造建築である。平屋建て寄棟造桟瓦葺で、大規模な東棟と小規模な西棟からなる。下屋が後補であるなど外観は建築当時から変化しているものの、御料局佐渡支庁跡と一体となって鉱山の管理拠点として機能した。昭和 31 年(1956)からは相川町（現佐渡市）立相川郷土博物館として、活用されている。

③ 史跡の現状

明治時代の北沢火力発電所発電機室棟や北沢青化・浮選鉱所、昭和期の北沢浮遊選鉱場、50mシックナー等が残る他、北沢地区の入口には御料局佐渡支庁跡の建物があり、相川町（現佐渡市）立相川郷土博物館として鉱山に関係する展示が行われている。

項　目		内　容
指定面積		北沢地区 62,020.520 ㎡、御料局佐渡支庁跡 2,259.590 ㎡
土地所有		公有地（県有地：4,071.83 ㎡、市有地：17,264.91 ㎡）、民有地（42,943.37 ㎡） ※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		濁川の北岸と南岸に近現代の鉱山施設が展開しており、北岸は公園として、南岸は北沢浮遊選鉱場前にシバが貼られるなど整備され、一般公開されている。 公開・活用に伴う駐車場や売店、体験施設（相川技能伝承展示館）が付随する。
地目		宅地、山林、河川、道路、公衆用道路、学校用地、雑種地
遺構		北沢浮遊選鉱場、北沢青化・浮選鉱所、50mシックナー、北沢火力発電所発電機室棟、インクライン、工作工場群跡、キューポラ、御料局佐渡支庁跡、旧鉱山本部事務所
遺構分布		・指定地全域に近代化施設群が展開する。
施設分布	史跡整備関連施設	四阿、トイレ、駐車場、橋、道標識、説明板
	その他	旧第四銀行相川支店（移築）、相川郷土博物館収蔵庫、有田八郎記念館、名誉町民資料館、相川技能伝承展示館（3 棟）、売店、ガードレール、電柱・電線
維持管理状況		・土地及び施設所有者である佐渡市と鉱業権者が管理を行っている。
公開活用状況		・北沢浮遊選鉱場：外観は見学可（内部立ち入り禁止） ・北沢青化・浮選鉱所：外観は見学可（内部立ち入り禁止） ・50mシックナー：外観は見学可（内部立ち入り禁止） ・北沢火力発電所発電機室棟：外観・1 階北西側内部（写真展示あり）は見学可（外部危険部立ち入り禁止） ・インクライン：外観は見学可（内部立ち入り禁止） ・工作工場群跡：見学可 ・キューポラ：外観は見学可 ・御料局佐渡支庁跡：佐渡市立相川郷土博物館として公開 ・旧鉱山本部事務所：佐渡市立相川郷土博物館として公開
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 騒音規制法（第 2 種・第 3 種区域） 振動規制法（第 1 種・第 2 種区域） 道路法（主要地方道（相川佐和田線）、市道） 地すべり等防止法（地すべり防止区域） 土砂災害防止法（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域） 河川法（二級河川（濁川）） 新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成 15・16 年度　旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査（平成 20 年　報告書刊行） 平成 20 年度　工作工場群跡発掘調査（平成 22 年　報告書刊行）

項　目		内　容
自然条件	地形・水系	・指定地は、相川湾に注ぐ濁川下流域で、南側に上町台地、北側に下山之神町の台地に挟まれた狭隘な沢の両岸に位置している。上町台地側にあたる左岸は、明治時代に入り台地斜面が大幅に削られ、傾斜地を利用した鉱山施設が建てられた。下山之神町側の右岸は、対岸に比べて地形の改変は少ないものの、河川沿いに、鉱山関連施設建設のために造成されている。 ・濁川護岸は、明治時代以降に石積による護岸整備がなされており、切石積の護岸が続いている。
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると左岸側の斜面林はイヌザクラーコナラ群集、右岸側の斜面林はヤブコウジースダジイ群落となっている。

北沢地区に遺存する歴史的建造物の詳細を以下の表 2-21 から表 2-29 に示す。

表 2-21：北沢青化・浮選鉱所

名称		北沢青化・浮選鉱所
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（選鉱）関連　/　佐渡鉱山における選鉱・製錬システムの要所である青化製錬法と浮遊選鉱法の双方を担った施設であり、選鉱・製錬技術進展の象徴といえる施設。昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山で、大量の低品位鉱処理の要所として増産を支えた重要な施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		石造・鉄筋コンクリート造　4 層　/　間口 138m奥行 98m　高さ 33m※現状 躯体のみ現存（たたき工法の可能性あり）、西側にインクラインの痕跡あり 設計（沈殿製錬所）：佐渡鉱山局技師　渡辺渡　※濁川左岸・上流側施設
部材		石、RC（コンクリート＋鉄）
機能		明治期に間ノ山掲鉱場からの鉱尾を沈殿製錬法により処理した施設。 昭和初期の製錬法の転換時期には､北沢浮遊選鉱場のパイロットプラントとして試験的な浮遊選鉱が行われた。 昭和初期増産体制時代は、高任貯鉱舎からの鉱石を粉砕・磨鉱し、浮遊選鉱により精鉱抽出を行い､シックナーで濃縮された間ノ山掲鉱場からの鉱尾の青化製錬により澱物を抽出する施設であった。
枢要な部分		昭和 18 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（石造部、鉄筋コンクリート部）
その他の部分・要素		植物　堆積土砂
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治 23 年　掲鉱製錬の鉱尾に沈殿製錬法を適用し遺利を収める。 明治 24 年～25 年　北沢青化・浮選鉱所の前身とみられる沈殿製錬所が完成。
	建設～稼働時期	明治 37 年　北沢青化・浮選鉱所での製錬方法が青化法に変換される。 昭和 7 年　北沢青化・浮選鉱所での製錬に青化法と浮遊選鉱法が使われる。 昭和 12 年頃　北沢青化・浮選鉱所の上屋が一部改変される。 昭和 13 年　北沢浮遊選鉱場が建設される。 昭和 18 年　金山整備令に伴い閉鎖、その後、旧北沢青化・浮選鉱所の上屋が撤去される。
	休山後	
現況		覆い屋が撤去された鉄筋コンクリートの遺構が濁川左岸から尾根頂上までの斜面上に形成されている。石積みまたは鉄筋コンクリート構造躯体のみが残り、その大半が土砂に覆われている。
破損状況		植物による浸食及び塩害による劣化が著しい。
保存上の課題		・草木の伐採 ・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食 ・鉄筋の爆裂・露出
防災設備		なし
公開状況		外観は見学可（破損による危険部への立ち入り禁止措置等あり）

表 2-22：北沢浮遊選鉱場

名称		北沢浮遊選鉱場
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（選鉱）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山。大量の低品位鉱処理の要所として増産を支えた最重要施設で、鉱業技術を大幅に進展させた施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考		鉄筋コンクリート造　9 層　/　間口 115m　奥行 80m　高さ 35m　※現状 設計、操業指導（伝）：三菱本店技術部参事　高橋幸三郎 鉄筋コンクリート造躯体のみ現存、最上部の 2 層は主に鉱倉であった。鉄骨造上屋は撤去済。 ※濁川左岸下流側施設
部材		RC（コンクリート＋鉄）
機能		昭和初期増産体制時は、高任貯鉱舎からの鉱石及び海岸から採取した浜石を、粉砕・磨鉱の後、浮遊選鉱により精鉱抽出を行った。
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（鉄筋コンクリート部）
その他の部分・要素		植物　ゴルフ練習場ネット基台　堆積土砂
主な歴史	前史	近世　北沢地区は製錬業者（買石）が集まる町であった。 明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の選鉱・製錬の拠点となる。 昭和 6 年頃～　浜石採取の計画・実行が始まる。 昭和 7 年　佐渡鉱山で浮遊選鉱法が採用される。
	建設～ 稼働時期	昭和 13 年　北沢浮遊選鉱場が建設される。処理能力 3 万 t/月 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 13～17 年　北沢浮遊選鉱場が拡張され、処理能力 5 万 t/月となる。 昭和 17 年　濁川対岸に 50m シックナー、鉱山に蓄電池式機関車が整備される。 昭和 18 年　商工省が金増産政策を廃止　佐渡鉱山で浜石採取が休止。 北沢浮遊選鉱場の半分に及ぶ設備・上屋が供出される。 鉱山が銅鉱山に転換、処理能力は 3 万 t/月に縮小。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖。
	休山後	
現況		階段状の鉄筋コンクリート構造躯体のみが地上に現存する。鉄筋コンクリートの状態が悪く、剥落や鉄筋の錆が見られる。跡地をゴルフ練習場として使用した時期に設置された、防護ネット用鉄塔の基礎コンクリートが残る。構造物の最上部には雨水が溜まった状態である。
破損状況		植物による浸食及び塩害による劣化 鉄筋の爆裂・露出
保存上の課題		・草木の伐採 ・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食 ・鉄筋の爆裂・露出
防災設備		なし
公開状況		外観は自由に見学可（危険箇所への立ち入り禁止措置等あり）

表 2-23：50mシックナー

名称	50mシックナー
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　生産（選鉱）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山で、工業用水確保の要所として増産を支えた重要な施設。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模 その他備考	鉄筋コンクリート造　1 層　/　1,875 ㎡　直径約 50m　高さ約 9.6m ※現状 建造物の北東は地山であり、柱が配される南東の 10 分の 3 の範囲を除き、斜面に石垣を築いて建造物を支える。当初は機械類・上部覆があった（古写真）
部材	RC（コンクリート＋鉄）
機能	本来、間ノ山掲鉱場からの鉱尾泥状（パルプ状）の鉱石から鉱物と水を分離する非濾過分離施設であるが、不足する工業用水用の清水確保のために利用された。
枢要な部分	昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分。

		鉱尾搬入経路、鉱物搬出経路の遺構がある可能性あり。
その他の部分・要素		タラップ　植物　体積した土砂
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治 24 年～25 年　沈殿製錬所（極貧鉱処理、後の青化・浮選鉱所）建設。 明治 37 年　旧北沢青化・浮選鉱所での製錬方法が青化法に変換される。 昭和 7 年　佐渡鉱山で浮遊選鉱法が採用される。 昭和 12 年　北沢浮遊選鉱場が建設される。
	建設～稼働時期	昭和 14 年～　50ｍシックナー建設に着手 昭和 17 年　50ｍシックナー完成。 昭和 18 年　商工省が金増産政策を廃止　佐渡鉱山で浜石採取が休止。 昭和 28 年　鉱山大縮小により稼働中止。
	休山後	
現況		構造物は地山と柱、石垣によって支えられているが、柱の一部にひび割れがあり、近年補修した痕跡がある。また、斜面側の一部に土砂の崩落による石垣の崩壊が見られる。操作室への通路が現存する。
破損状況		植物による浸食及び塩害による劣化
保存上の課題		・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食 ・鉄筋の爆裂・露出
防災設備		なし
公開状況		外観は見学可（破損による危険部への立ち入り禁止措置等あり）

表 2-24：北沢火力発電所発電機室棟

名称		北沢火力発電所発電機室棟
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産(動力)関連　/　明治末～大正初期の鉱山施設電気化の遺構で最古のもの。 昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山に電力を供給した。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		煉瓦造　地上 2 階地下 1 階（当初地上 1 階地下 1 階）　切妻造平入桟瓦葺　壁厚約 460 ㎜（2 枚積み）/　360 ㎡　梁間 13.7m　桁行き 11.9m　棟高 12.5m 建設当初は、西側のボイラー室棟、南西側のエコノマイザー室棟を会わせ 3 棟で構成された発電所である　木造トラス組（キングポストトラス）
部材		木、煉瓦
機能		火力発電施設の発電機が収容された。
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（躯体・木造軸部）
その他の部分・要素		〔建築〕改変された開口部 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具、展示室内装等
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃　北沢地区が佐渡鉱山の選鉱・製錬の拠点となる。 明治 24 年～25 年　沈殿製錬所（極貧鉱処理、後の青化・浮選鉱所）建設。
	建設～稼働時期	明治 41 年　火力発電所建造。 明治末～大正 4 年頃　佐渡鉱山施設の動力が蒸気から電力へと移行。 大正 4 年　戸地川水力発電所完成に伴い稼働休止（ただし、予備施設として稼働）。 昭和 28 年頃　鉱山大縮小により閉鎖。
	閉鎖後	昭和 40 年頃　2 階建への変更、屋根替え、小屋組改変、床組改変、北側階段設置、建具取替等大きな改変があった可能性あり。 昭和 47 年頃　ボイラー室解体。 平成 19 年　1 階内部展示室整備。 平成 24 年　斜面崩落によりエコノマイザー室の一部が倒壊
現況		当時 3 棟あった建物のうち発電機室棟のみが残る。内部の改造が著しく、機械は全て撤去されており、地階に架台の一部が残存する。上屋外観の保存状況は比較的良好である。平成 19 年に内部の一部を改築し、展示室として使用している。
破損状況		当初の内部仕上げ箇所の劣化 北面煉瓦及び石積み部に垂直方向の亀裂
保存上の課題		・部材（煉瓦）の劣化
防災設備		防火設備（消火設備）
公開状況		外観・1 階北西側内部（写真展示あり）は見学可 外部の危険部への立ち入り禁止措置あり

表 2-25：インクライン

名称		インクライン
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山での物資運搬を支えた施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略規模その他備考		鉄筋コンクリート造　/　幅 3～4m　水平距離 89m　高さ 36m（全体）傾斜 20°　北側地表面から高さ 15m以上は石積擁壁の上を軌道とする。 枕木・レールは撤去済。
部材		RC（コンクリート＋鉄）
機能		物資等を海側より北沢浮遊選鉱場に運搬するための鉱車軌道の遺構
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		植物　体積土砂
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治時代～大正時代　「佐渡鉱山全景案内」にインクラインが描かれる。 昭和 6 年頃～　浜石採取の計画・実行が始まる。（路線図・絵図あり） 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。
	建設～稼働時期	昭和 16 年頃　当インクライン建設。 昭和 18 年　商工省が金増産政策を廃止　佐渡鉱山で浜石採取が休止。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い稼働中止。
	休山後	
現況		傾斜地に沿い当初の形状を保ったまま現存する。柱の内側のコンクリートの劣化及び剥き出しの鉄筋の錆が目立つ。傾斜地及び鉄筋コンクリートの柱に植物が絡む。
破損状況		植物による浸食及び塩害による劣化
保存上の課題		・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食 ・鉄筋の爆裂・露出
防災設備		なし
公開状況		外観は見学可 破損による危険部への立ち入り禁止措置等あり

表 2-26：工作工場群跡

名称		工作工場群跡
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（管理）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山運営を支えた施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の土地　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		佐渡市
管理者		佐渡市
構造形式/概略規模その他備考		現在は広場として整備されている。
部材等		土地
機能		昭和初期北沢地区の工場工作群遺構の一部。鉱山に機械類を供給するため鋳造、木工、木型製作、製缶、鍛造等を行った。
枢要な部分		昭和 28 年以前に建造され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		整備後広場
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治 23 年～　工作工場群が建設される。
	建設～稼働時期	昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 17 年～　キューポラ（鋳造工場の一部）がつくられる。同時期、木工工場、仕上工場、製缶工場、分析所等が北沢地区につくられる。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖。
	休山後	昭和 39 年　県立相川高等学校 50mプールが工場群跡に建設される。 平成 11 年　県立相川高等学校 50mプールが解体される。 平成 19 年～　発掘調査。 平成 21 年～　広場整備。

現況	平成 19 年に発掘調査を実施し、翌 20 年、地下遺構を 50 ㎝程度の盛り砂で保護。また残存する建物壁のうち下部は砂で覆い、露出部分に保存処理を施し、遺構表示による整備を実施。
破損状況	目視範囲による保存状態は良好
保存上の課題	特になし
防災設備	なし
公開状況	見学可（平成 21 年度整備事業完了、一般見学開始）

表 2-27：キューポラ

名称		キューポラ
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（管理）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山運営を支えた施設
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日
所有者		佐渡市
管理者		佐渡市
構造形式/概略規模 その他備考		鉄筋コンクリート造　一層　/　未調査 鋳造工場の一部（基礎の一部と鉄筋コンクリート造の煙突周辺部）の遺構。 木造の上屋は現存しない　北側山沿いにかけて鋳造工場等の遺構のある可能性あり。
部材		RC（コンクリート＋鉄）
機能		昭和初期北沢地区の工場工作群遺構の一部。機械部品製造のための鋳造工場の溶鉱炉排煙筒
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分
その他の部分・要素		植物　体積土砂
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。
	建設～ 稼働時期	昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 17 年～　キューポラ（鋳造工場の一部）がつくられる。 同時期、木工工場、仕上工場、製缶工場、分析所等が北沢地区につくられる。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い稼働中止。
	休山後	平成 19 年　発掘調査 平成 20 年　整備工事
現況		鋳造工場のキューポラのみ現存する。かつては 2 本の排煙筒があったが、1 本が現存し、その内側には耐火煉瓦が確認できる。また、構造物全体的にコンクリートの剥離がみられ、鉄筋が露出している。
破損状況		植物による浸食及び塩害による劣化
保存上の課題		・炉部分の発掘調査 ・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食 ・鉄筋の爆裂・露出
防災設備		なし
公開状況		外観は見学可

表 2-28：御料局佐渡支庁跡

名称	御料局佐渡支庁跡
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　生産（管理）関連　/　御料局所管時代～昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山管理の拠点施設。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 6 年 5 月 24 日
所有者	佐渡市
管理者	佐渡市
構造形式/概略規模 その他備考	木造　2 階建　寄棟造桟瓦葺　/　梁間 6.0m　桁行き 10.0m　棟高 10.0m 1 階窓位置・仕様等、改変が重ねられている。 屋根替えをした際のものと思われる瓦が保管されている。
部材	木
機能	御料局の佐渡支庁舎
枢要な部分	昭和 18 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎、軸部、内外装）
その他の部分・要素	〔昭和 18 年～の改変部分〕新設間仕切、開口部、屋根材渡り廊下内外装 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具 〔展示器材等〕展示ケース、展示品

主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治 18 年　佐渡鉱山が宮内省御料局の所管となる。
	建設～稼働時期	明治 20 年代　御料局佐渡支庁庁舎が建設される。 明治 29 年　佐渡鉱山が御料局より三菱に払い下げられる。 明治 41 年　火力発電所が建設される。 ～昭和 11 年頃　現存する旧鉱山本部事務所が建設される。 ～昭和 12 年　建物西側 1 階の窓が改変される。（古写真による） 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖。
	閉鎖後	昭和 31 年　旧鉱山本部事務所と併せ相川郷土博物館として整備される。 昭和 51 年　第四銀行相川支店旧行舎が「相川文書館」として博物館の敷地内に移築される。 昭和 56 年　内壁補修 昭和 57 年　外壁補修 昭和 58 年　屋根補修
現況		建造物の老朽化が進んでおり、外部には一部亀裂が見られる。現在は相川郷土博物館として利用されている。なお、名誉町民資料館等、後年に増築された箇所がある。
破損状況		各所の経年劣化が進行 雨漏りのため 2 階天井部が破損
保存上の課題		・公開施設における保存管理 ・部材（木）の劣化 ・雨漏りの対策
防災設備		防火設備（火災報知設備、消火設備）
公開状況		相川郷土博物館として公開している。

表 2-29：旧鉱山本部事務所

名称		旧鉱山本部事務所
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（管理）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山管理の拠点施設
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 6 年 5 月 24 日
所有者		佐渡市
管理者		佐渡市
構造形式/概略規模その他備考		木造　平屋建　寄棟造桟瓦葺　/　東棟：梁行 9.3m　桁行 17.6m　棟高 5.6m　　西棟：梁行 4.0m　桁行 8.9m　棟高 3.9m
部材		木
機能		三菱所管時代の鉱山事務所
枢要な部分		昭和 18 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎、軸部、内外装）
その他の部分・要素		〔昭和 18 年～の改変部分〕新設間仕切、開口部 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具 〔展示器材等〕展示ケース、展示品
主な歴史	前史	明治 12 年～14 年頃まで　北沢地区が佐渡鉱山の製錬の拠点となる。 明治 18 年　佐渡鉱山が宮内省御料局の所管となる。 明治 20 年代　御料局佐渡支庁庁舎が建設される。 明治 29 年　佐渡鉱山が御料局より三菱に払い下げられる。
	建設～稼働時期	～昭和 11 年頃　現存する旧鉱山本部事務所が建設される。 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖。
	閉鎖後	昭和 31 年　御料局佐渡支庁跡と併せ相川郷土博物館として整備される。 昭和 53 年　外壁補修。 昭和 54 年　博物館収蔵庫設置。屋根補修（～55 年） 昭和 57 年　屋根補修
現況		建造物の老朽化が進んでおり、外部には一部亀裂が見られる。
破損状況		各所の経年劣化が進行 雨漏りが原因で 2 階天井部が破損
保存上の課題		・素材（木）の劣化 ・雨漏り対策
防災設備		防火設備（火災報知設備、消火設備）
公開状況		相川郷土博物館として公開している。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-127：北沢浮遊選鉱場

写真 2-128：北沢浮遊選鉱場
（RC 部鉄筋の爆裂部）

写真 2-129：北沢青化・浮選鉱所

写真 2-130：北沢青化・浮選鉱所
（植物による浸食状況）

写真 2-131：50mシックナー

写真 2-132：50mシックナー
（植物による浸食及びコンクリートの劣化）

写真 2-133：北沢火力発電所発電機室棟

写真 2-134：北沢火力発電所発電機室棟（破損部）

写真 2-135：北沢浮遊選鉱場インクライン

写真 2-136：北沢浮遊選鉱場インクライン（コンクリート劣化部）

写真 2-137：キューポラ

写真 2-138：キューポラ（コンクリート劣化部）

写真 2-139：工作工場群跡

写真 2-140：御料局佐渡支庁跡

写真 2-141：旧鉱山本部事務所

写真 2-142：史跡名称柱・説明板

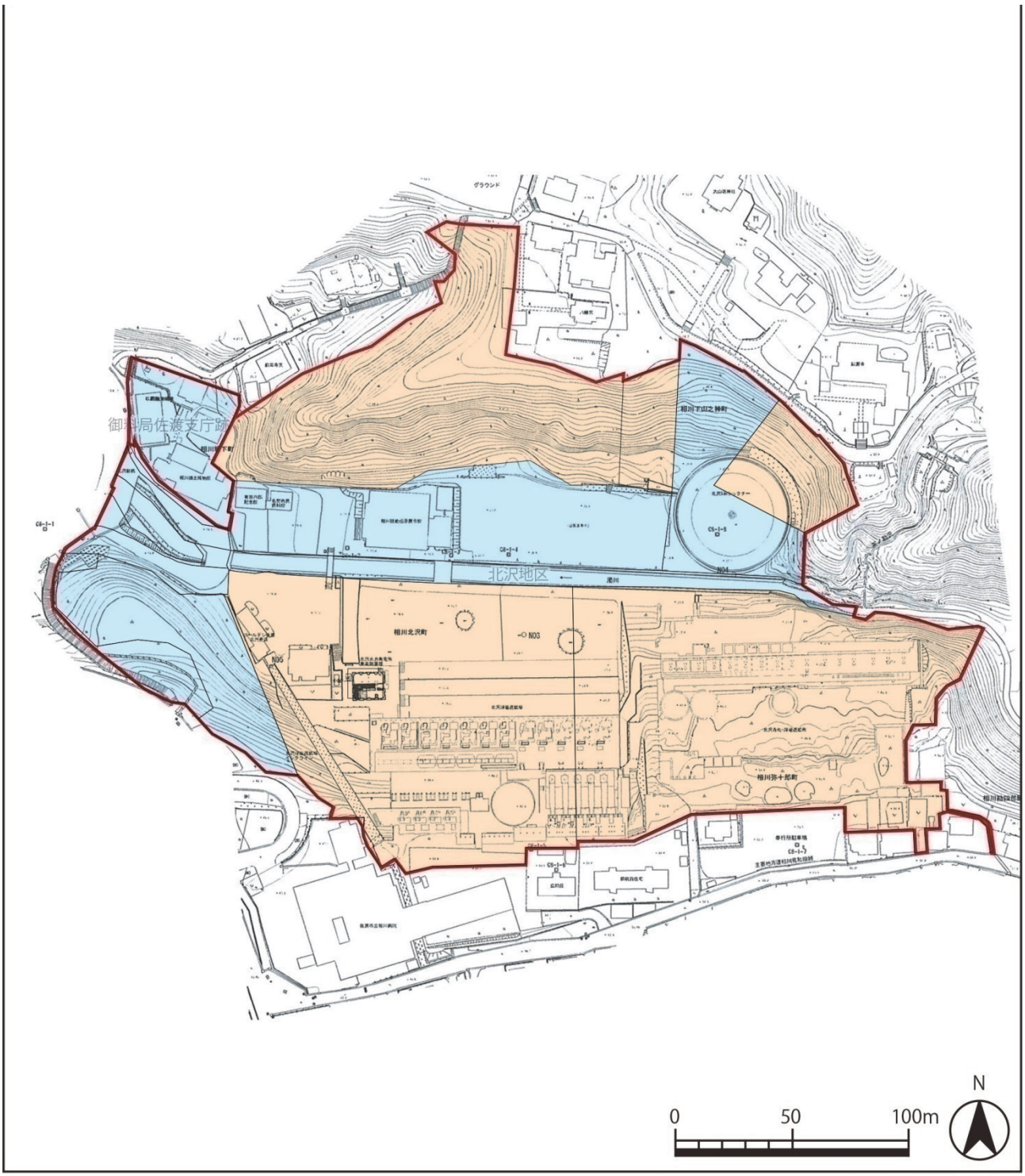

凡例

公有地

民有地

史跡指定地(北沢地区)
(御料局佐渡支庁跡)

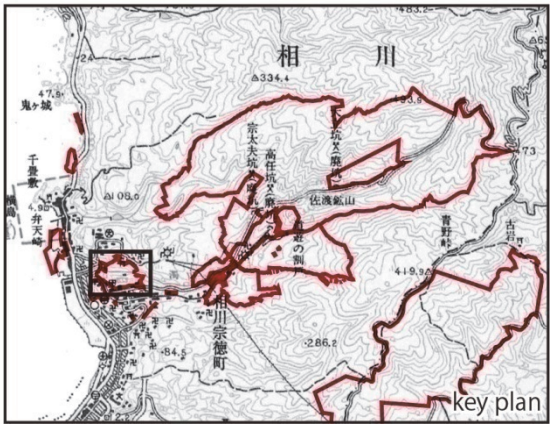

図 2-57：北沢地区・御料局佐渡支庁跡土地所有図

凡例

- 宅地
- 山林
- 学校用地
- 水路敷
- 道路敷
- 雑種地

史跡指定地(北沢地区)
(御料局佐渡支庁跡)

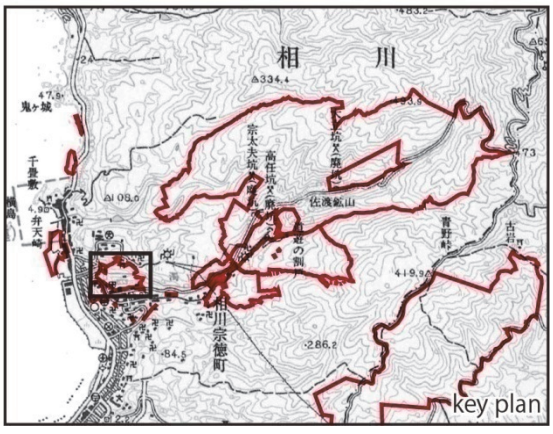

図 2-58：北沢地区・御料局佐渡支庁跡土地利用図

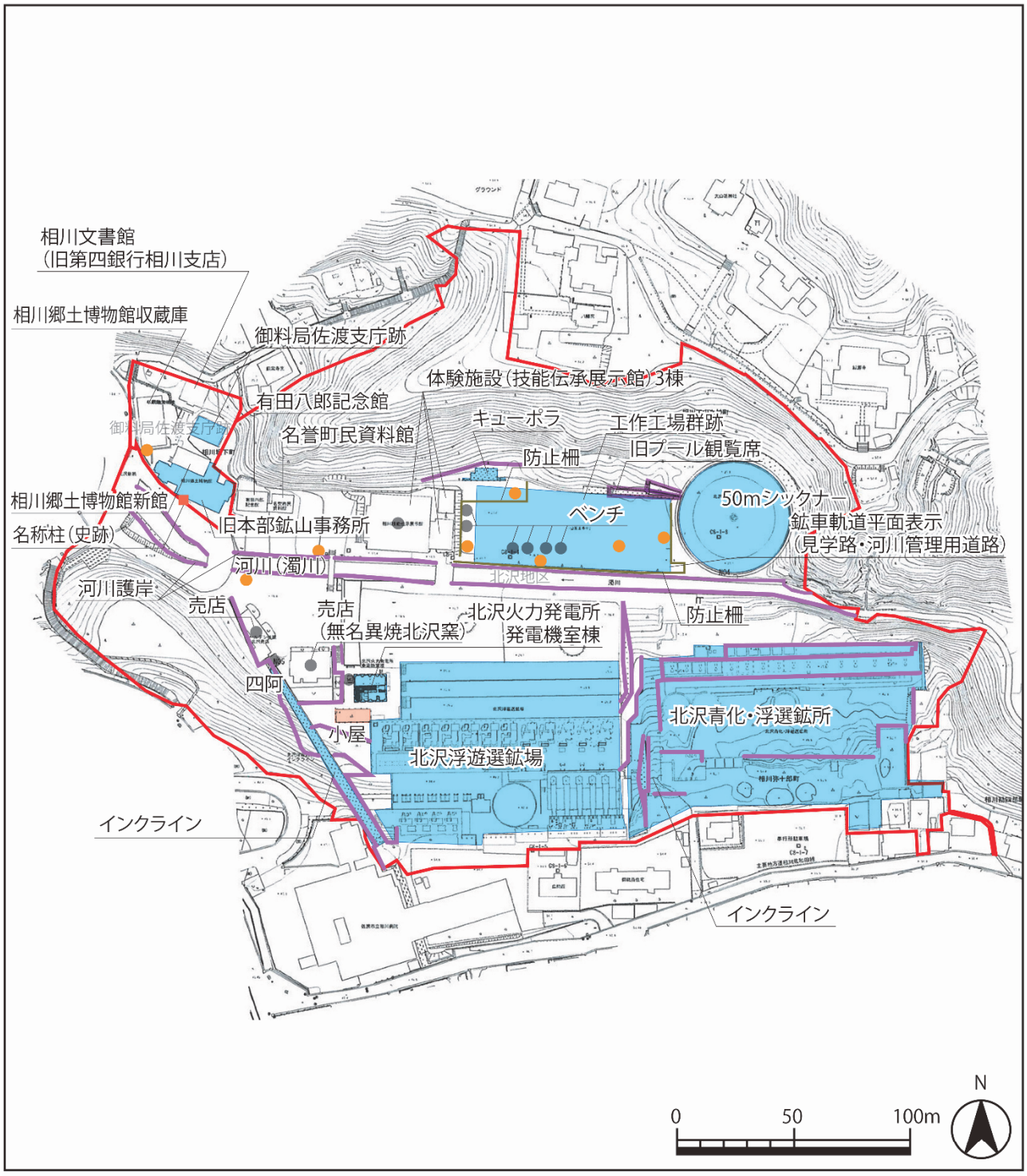

図 2-59：北沢地区・御料局佐渡支庁跡遺構分布及び施設分布図